議事資料２

景観資源の保全と活用
―景観資源の指定・登録の進め方について―

令和３年度第２回景観審議会
札幌市まちづくり政策局
都市計画部地域計画課

1

―目次―

１．　指定・登録制度の経緯
２．　施策の目的
３．　審議事項
４．　スケジュール（令和３年度）
５．　補足資料

2

１．　指定・登録制度の経緯

指定・登録制度の経緯①

年度	制度・計画	取組
S56	都市景観委員会提言	
S57～H8		歴史的建造物調査 （北大に３回委託、696件を抽出し、98件までしぼりこむ）
H10	都市景観条例施行	「都市景観重要建築物等」の指定制度が位置付けられる
H13		・重要建築物部会（専門部会）の意見により、H8に抽出した98件を60件にしぼりこむ ・都市景観重要建築物等　第1号指定 （日本食品製造合資会社旧工場）

指定・登録制度の経緯②

年度	制度・計画	取組
H16	景観法制定	・「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の指定制度が位置付けられる ・H13にしぼりこんだ60件をもとに指定を進める
H20	景観条例施行 (都市景観条例の全部改正)	・「都市景観重要建築物等」が、新たに「札幌景観資産」に位置付けられる ・景観重要建造物　第1,2号指定 （日本福音ルーテル札幌教会、めばえ幼稚園）
H22～		景観重要建造物等の在り方の見直しが検討され、価値解釈の拡大が示される
H29	景観条例改正	活用促進景観資源が条例で位置付けられる

登録制度の経緯

これまでの取組の課題

- 景観重要建造物及び札幌景観資産は、歴史的価値に主眼を置いていた
- 景観資源の保全に向けた取組を推進するために、景観上の価値の捉え方を拡大する必要があった

対策

- 景観資源を広く周知することで市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げるために、H29.4に札幌市景観条例において「活用促進景観資源」が位置付けられる

指定・登録件数の推移

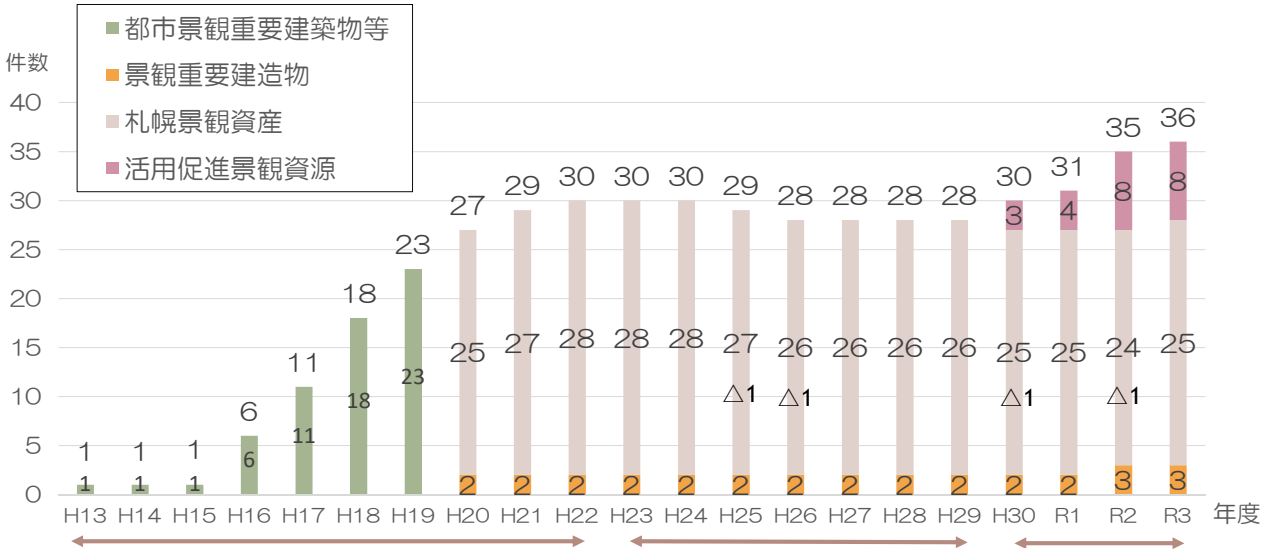

指定　検討　登録

2.　施策の目的

施策の目的

指定・登録制度の目的

保全推進

- 景観形成に重要な役割を占める建物などを指定、登録することで、解体を緩やかに抑制する
- 助成金制度やアドバイザー制度と併せて保全を推進する

周知と活用

- 指定、登録されたものを周知することで、広く市民の景観認識を向上させる
- イベントなど、他の普及促進事業と併せて景観の普及啓発を促進する
- 文化財や観光振興等といった関連分野と連携して活用を促進する

9

施策の目的

現状　指定・登録件数が少ない　　知られていない

対応策

①指定・登録の推進
- 新規指定、登録
- 候補の公募

発信 →

②効果的な周知
- 景観資源の周知
- 施策、制度等の周知

発信 ←

③活用の促進
- 景観資源の活用事例の紹介
- 助成金制度の活用

目指す姿

景観資源の保全・育成がなされている状態

寄与 →

- 市民生活に潤いや豊かさをもたらす
- まちに対する愛着と誇りを生み出す
- 地域経済の活性化

10

施策の目的

対応策の進め方

- 現在、指定されている景観資源の多くが歴史的建造物に偏っており、より幅広い視点で選定した物件を周知していくことが望ましい。
- 指定・登録の件数や種類を増やすことで、より効果的な周知方法の検討ができると考えられる。

↓

対応策①～③を並行して行いながら、「①指定・登録の推進」から重点的に取り組む必要があると考える

11

3.　審議事項

12

審議事項

景観資源部会の設立経緯と所掌

設立経緯

- H30年度第２回景観審議会において、活用促進景観資源を効率的に運用していくために条例に基づき設置

所掌

- 札幌市が抽出した登録候補について、専門的知見（景観、まちづくり、建築等）及び市民の視点から意見聴取を行う
- 制度運用について今後の改善点等の意見聴取を行う

13

審議事項

指定・登録の意見聴取方法

景観重要建造物等、札幌景観資産

①H13～22年度
H13,14年度に重要建築物部会（専門部会）において、60件の指定候補を抽出し、その中から指定していくことについて、景観審議会に報告。その後、重要建築物部会で指定を進めた。

②R2,3年度
単発の指定候補について、景観審議会で意見聴取

活用促進景観資源

景観資源部会で意見聴取を行い、景観審議会に報告

14

審議事項
～景観資源部会の所掌の変更～

所掌の変更案

- 景観重要建造物、札幌景観資産の指定については、景観資源部会で審議を行い、指定にふさわしいものを選定
- 景観資源部会で審議を行った事項については、その審議結果を踏まえた上で、景観審議会で意見聴取を行う

景観資源部会の所掌変更理由

- 指定と登録に一体的に取り組むため
- 効果的かつ効率的に意見聴取を行うため

（参考）
- 都市景観重要建築物等の指定の際には、専門部会で意見聴取を行い、結果を審議会に報告していた

審議事項

まとめ

	現状	変更後
景観重要建造物	景観審議会で意見聴取	景観資源部会で審議 ⇒　審議結果を踏まえつつ、 景観審議会で意見聴取
札幌景観資産		
活用促進景観資源	景観資源部会での意見聴取 ⇒　景観審議会に報告	

17

審議事項

（参考）今後想定している景観資源部会での審議事項

- 指定・登録の判断目安の作成について
  （例　「地域の歴史」とはどの程度の歴史か、
  「市民や観光客から親しまれている」程度は
  どのくらいであれば基準に該当していると判断
  できるか）
- 指定・登録候補の意見聴取
- 目標や評価指標の設定について

など

18

４．　スケジュール（令和３年度）

19

スケジュール
（令和３年度）

今後の予定

令和３年１２月　　令和３年度第１回景観資源部会
・一体的な制度運用の検討①
（ケーススタディー）

令和４年１月　　令和３年度第２回景観資源部会
・一体的な制度運用の検討②

令和４年２月　　令和３年度第３回景観資源部会
・指定・登録候補の意見聴取

20

5.　補足資料

21

補足資料

指定・登録制度の概要

	景観重要建造物等	札幌景観資産	活用促進景観資源
指定・登録対象	建築物、樹木、建築物と一体の土地	建築物、樹木、その他	建造物、樹木、区域や活動など
根拠法令	景観法に基づく指定	景観条例に基づく指定	景観条例に基づく登録
支援の概要	景観アドバイザーの派遣 維持保全に係る費用の一部助成		景観まちづくり活動に関する各種支援
所有者への制約等	現状変更時の許可申請 適切な管理	現状変更時の届出	なし

22

補足資料

条例上の各規定

札幌市景観条例　第29条　第2項
市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

札幌市景観条例　第３１条
市長は、景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

札幌市景観条例　第３６条　第２項
市長は、札幌景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

23

補足資料

景観資源部会の設置根拠

札幌市景観条例第４１条の２第３項
活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。

札幌市景観条例第４５条第９項
特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

24

補足資料

指定基準①

景観重要建造物

①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

25

補足資料

指定基準②

札幌景観資産

- 次の各号のいずれかに該当する建築物等、樹木、その他の物であって、良好な景観の形成上重要な価値があると認めるもの。

①意匠、様式等が良好な景観を特徴付けている資産

②地域の歴史を物語る象徴的な資産

③市民や観光客から親しまれている資産

④将来の街づくりにいかされる可能性のある資産

⑤その他特に市長が良好な景観の形成上重要な価値があると認める資産

26

補足資料

登録基準

活用促進景観資源

①「札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり」をあらわすもの
②「地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり」をあらわすもの
③「多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」をあらわすもの

27

補足資料

条例上の各規定（参考）

札幌市都市景観条例　第２２条　第１項
市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等その他のものを都市景観重要建築物等として指定することができる。

札幌市都市景観条例　第２２条　第２項
市長は、都市景観重要建築物等を指定しようとするときは、あらかじめ札幌市都市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

28

◆景観資源MAP

No.	景観重要建造物の指定名称	所在地
1	日本福音ルーテル教会	中）南12条西12丁目
2	めばえ幼稚園	中）南12条西12丁目
3	柳田家住宅旧りんご蔵	豊）平岸２条５丁目

No.	札幌景観資産の指定名称	所在地
1	日本食品製造合資会社旧工場	西）八軒1条西1丁目
2	北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）	中）南4条西17丁目
4	旧小熊邸	中）伏見5丁目
5	旧石山郵便局	南）石山2条3丁目
6	杉野目邸	中）南19条西11丁目
7	日本基督教団札幌教会礼拝堂	中）北1条東1丁目
8	八紘学園栗林記念館（旧吉田善太郎別邸）	豊）月寒東1条12丁目
9	八紘学園資料館（旧吉田牧場畜舎・サイロ）	豊）月寒東1条13丁目
10	旧石切山駅	南）石山1条3丁目
11	旧中井家リンゴ倉庫	豊）平岸3条2丁目
16	旧沼田家りんご倉庫	豊）西岡4条10丁目
18	北海湯	東）北７条東3丁目
19	札幌聖ミカエル教会	東）北19条東3丁目
20	エドウィン・ダン記念館（旧真駒内種畜場事務所）	南）真駒内泉町1丁目
21	城下医院	中）南5条西21丁目
22	カトリック北一条教会　聖堂	中）北1条東6丁目
23	カトリック北一条教会　司祭館カテドラルホール	中）北1条東6丁目
24	旧藪商事会社ビル	中）南1条西13丁目
25	旧高城商店	東）北7条東4丁目
26	旧藻岩一浄水場（札幌市水道記念館）	中）伏見4丁目
27	市民会館前のハルニレ	中）大通西1丁目
28	永井邸	中）南2条西12丁目
29	岩佐ビル	中）北3条東5丁目
30	旧沼田家倉庫	東）東苗穂5条2丁目
31	旧札幌麦酒製麦所（サッポロビール博物館・サッポロビール園開拓使館）	東）北７条東９丁目
*	モエレ沼公園	東）モエレ沼公園

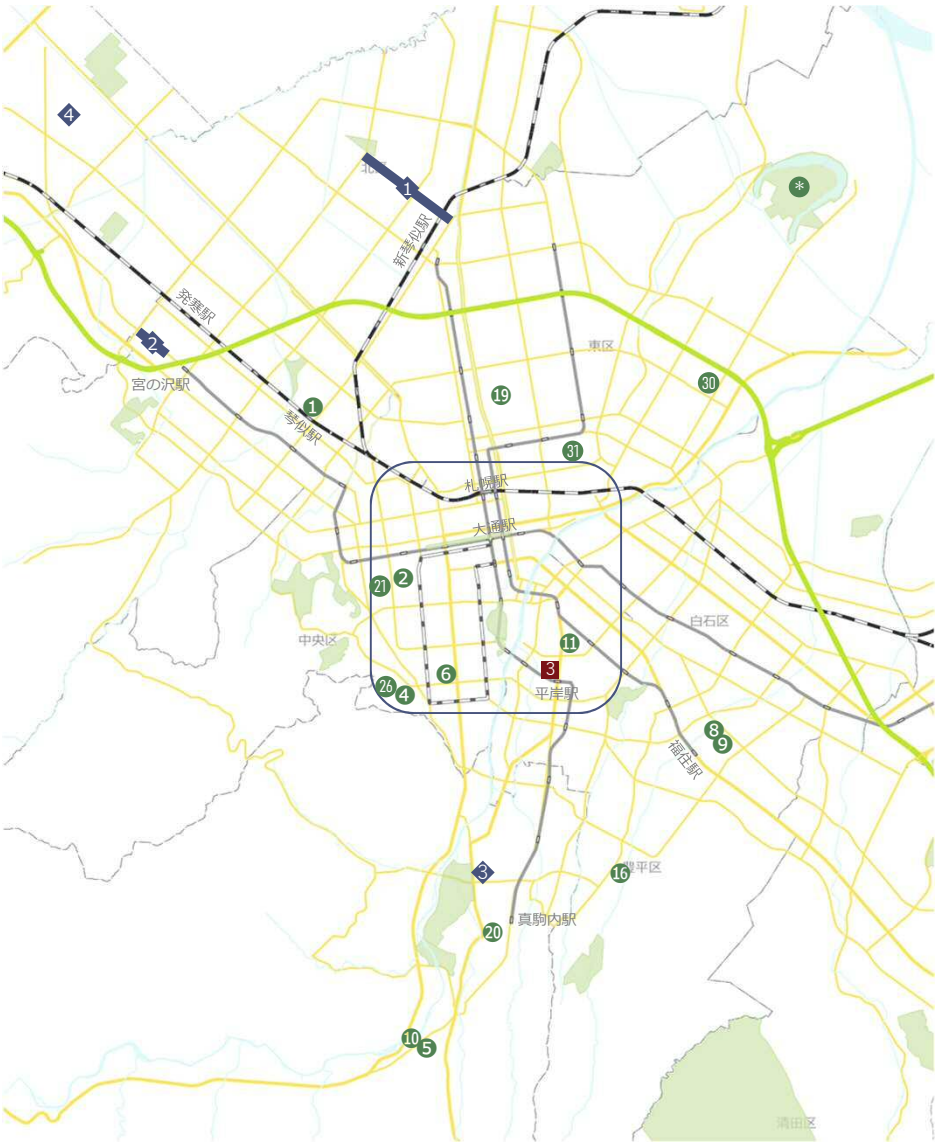

No.	活用促進資源の登録名称	所在地
1	ポプラ通り（屯田防風林）	北区屯田及び新琴似
2	ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観	宮の沢中央地区　二十四軒・手稲通
3	真駒内曙中学校のハルニレ	南）真駒内曙2丁目
4	ていね夏あかり	手稲区内
5	北菓楼札幌本館（旧北海道庁立図書館）	中）北1条西5丁目
6	SAPP_ROフラワーカーペット	中）北2条西4丁目、北3条西4丁目ほか
7	旧札幌麦酒会社工場（開拓使麦酒醸造所）	中）北2条東4丁目
8	成田山札幌別院新栄寺のイチョウ	中）南7条西3丁目

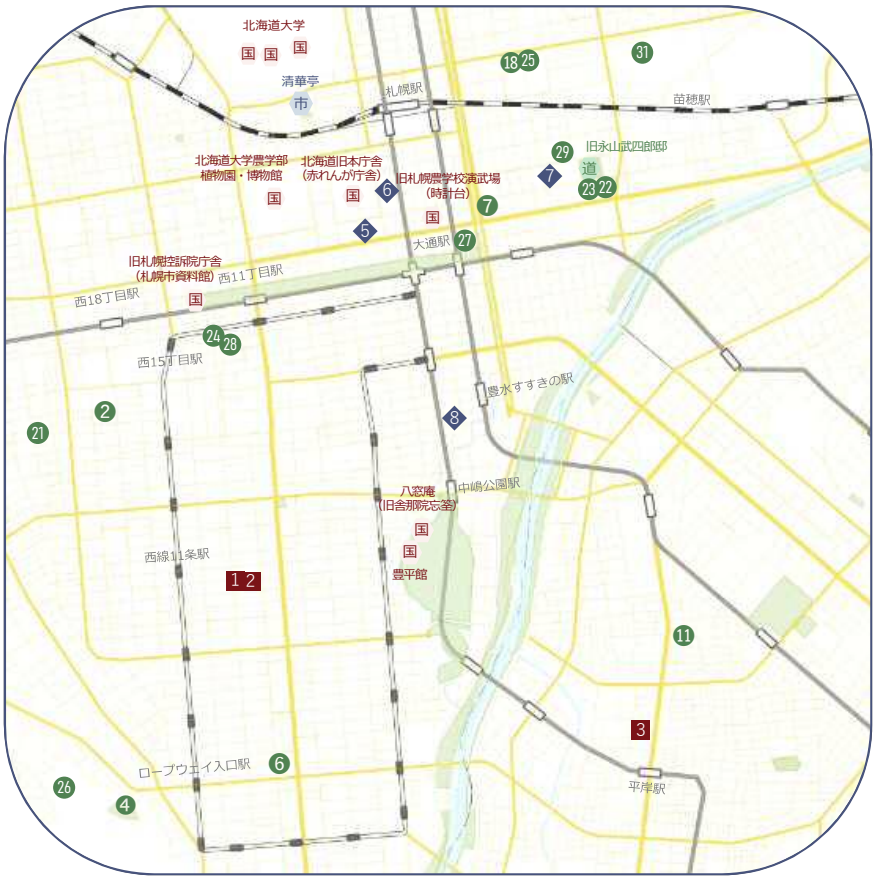

国：国指定重要文化財
道：道指定重要文化財
市：市指定重要文化財